

四日市市告示第114号

四日市市交通施設バリアフリー化設備整備補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月17日

四日市市長 森 智 広

四日市市交通施設バリアフリー化設備整備補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市交通施設バリアフリー化設備整備補助金交付要綱（平成13年四日市市告示第272号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>平成34年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(都市整備部都市計画課)